

# 石綿健康障害防止対策説明会

函館労働基準監督署

# 本日の説明事項

- 1 石綿について
- 2 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点と石綿障害予防規則の改正内容について
- 3 石綿事前調査結果報告システム基本操作方法について

# 本日の説明事項

## 1 石綿について

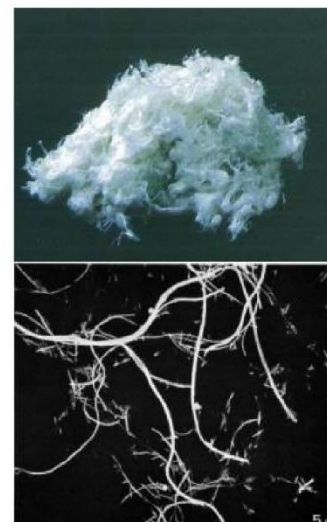
2 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点と石綿障害予防規則の改正内容について

3 石綿事前調査結果報告システム基本操作方法について

# 石綿の有害性

石綿（いしわた、せきめん）はアスベストとも呼ばれ、天然の繊維状鉱物の一種です。

熱や摩擦に強い等の性質から、建築材料（建材）やさまざまな工業製品に使用されてきましたが、石綿を吸い込むことで、肺がんや中皮腫等の疾患を引き起こすことから、現在では新たな製造、輸入、使用等は禁止されています。



## 主な石綿関連疾患

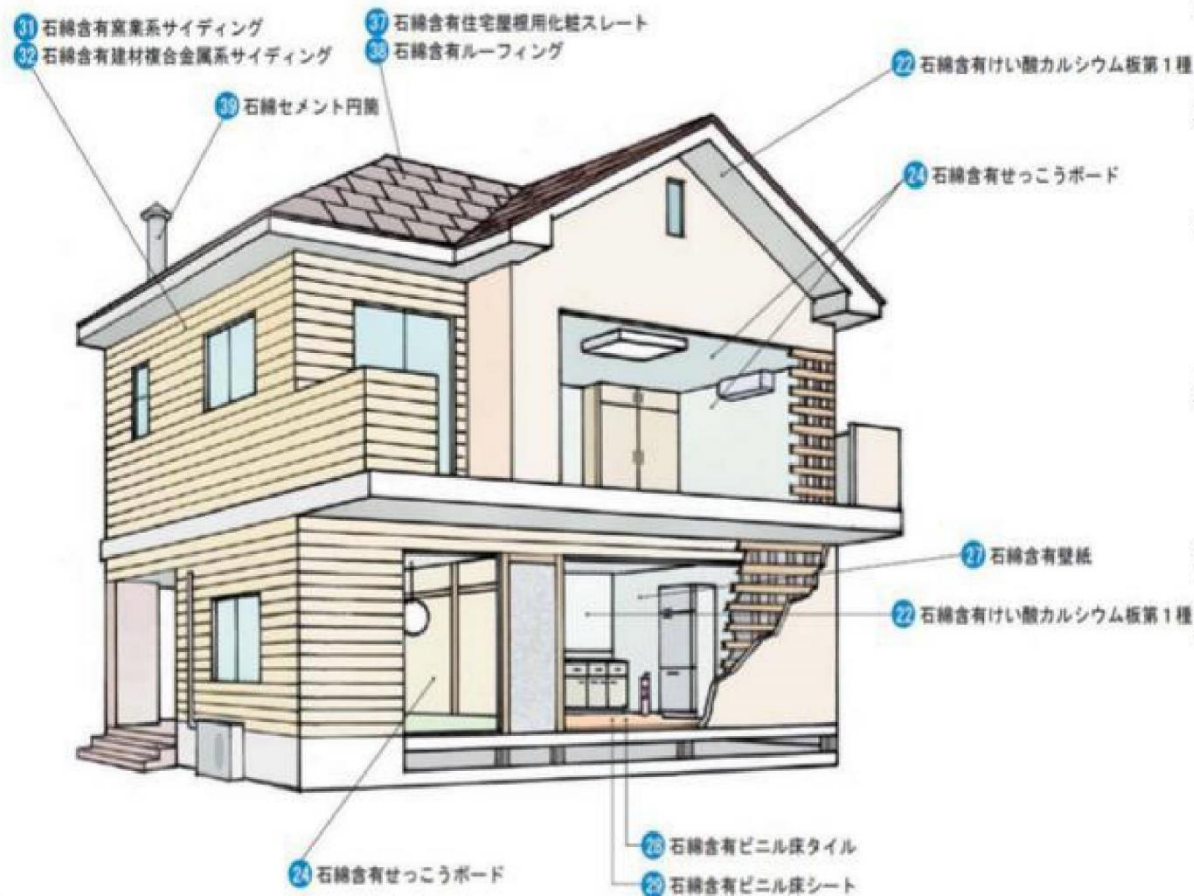
石綿は、石綿肺、中皮腫、肺がん等を引き起こす  
石綿関連疾患はばく露開始から発症までの潜伏期間が長い

石綿肺 （じん肺の一種）	肺が線維化し、せき等の症状が出ます。呼吸機能が低下し、重症化すると呼吸困難に陥ります。
肺がん	肺にできる悪性の腫瘍です。
胸膜、腹膜等の中皮腫 （がんの一種）	肺を取り囲む胸膜などにできる悪性の腫瘍です。

\* 胸膜ブランク：壁側胸膜に生じた限局的な肥厚で、過去の石綿ばく露の医学的所見



# 石綿含有建材等の使用部位



- 屋根:化粧スレート  
石綿含有ルーフィング
- 外壁:窯業系サイディング  
仕上げ塗材等
- 軒天:けい酸カルシウム板  
第一種  
石綿含有スレート
- トイレの天井・給湯器:  
けい酸カルシウム板第一種  
石綿含有スレート
- 風呂:石綿含有スレート
- 煙突材:石綿セメント円筒

# 石綿使用建材(レベル1=吹付け材)



S造の梁・柱・EVS・PSの  
耐火被覆



カーテンウォールの結露防止



機械室の壁・天井、スラブ下・  
折版屋根の断熱、階段裏・庇裏



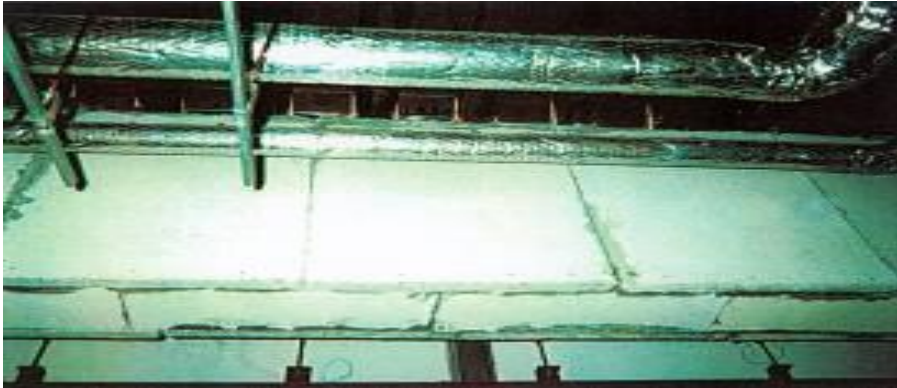
浴室・階段室・金庫室・書庫・  
集合住宅居室等の天井

# 石綿使用建材(レベル1＝吹付け材)

一般名	商品名	製造時期
吹付け石綿	トムレックス、 ノザワコーベックス等	～1975
石綿含有吹付けロックウール	スプレーテックス、 ノザワコーベックスR等	～1987
湿式石綿含有吹付けロックウール	トムウェット、 バルカーウェット等	～1989
パーライト吹付け		～1989
バーミキュライト吹付け		～1989

\* 製造時期データは「石綿(アスベスト)含有建材データベース」による

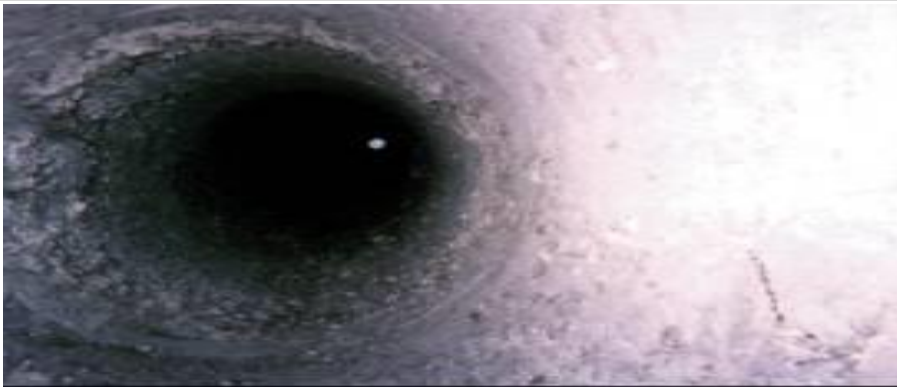
# 石綿含有建材(レベル2:保温材・耐火被覆材・断熱材)



耐火被覆材(ケイカル板2種等)



保温材(配管エルボ部等)



煙突断熱材(カポスタック等)



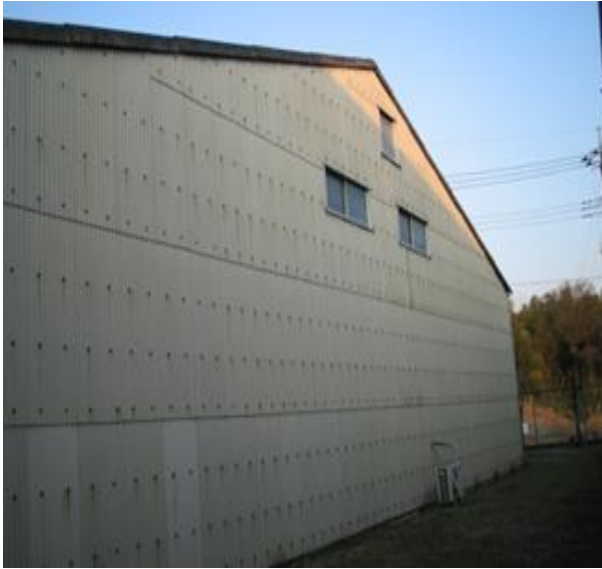
屋根用折版断熱材(フェルトン等)



# 石綿含有建材(レベル2)

種類	一般名	商品名	製造時期
耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	トムボード、リフライト等	～1983
	石綿含有ケイ酸カルシウム板2種	キャスライトL、H ケイカライト等	～2004
断熱材	屋根用折版石綿断熱材	フェルトン	～1983
	煙突石綿断熱材	カポスタック等	～1990
保温材	石綿保温材		1914-91
	けいそう土保温材		1890-55
	パーライト保温材		1961-80
	水練り保温材		～1988 <sub>9</sub>

# 石綿使用建材(レベル3=成形板)



スレート板



スレート板



ビニル床タイル  
(Pタイル)

- ・岩綿吸音板
- ・ケイカル板1種
- ・押出成形セメント板

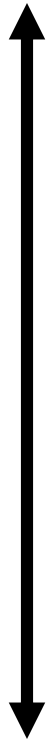
- ・石綿セメント円筒
- ・住宅屋根用化粧スレート
- ・サイディング材 等

# 石綿使用建材(レベル3＝成形板)

種類	建材(製造時期)
内装材 耐火間仕 切り	スレート、パルプセメント板、スラグ石膏板、押出し成形板(～2004)、石綿含有岩綿吸音板(1965-87)、石綿含有石膏ボード(～1986)、ケイカル板1種(～2004)
床材	ビニル床タイル(～1988)、フロア材(～1990)
外装材	スレート、サイディング等(以上～2004)、ケイカル板1種(～2004)
屋根材	住宅化粧用スレート(～2004)
煙突材	石綿セメント板(～2004)

# 石綿使用建材のレベル1. 2. 3 (石綿則、建災防マニュアルによる分類)

大  
除去時の発じん量  
小



- レベル 1 石綿含有吹付け材
- レベル 2 石綿含有保温材、  
耐火被覆材、断熱材
- レベル 3 石綿含有成形板



# 見落とししやすい石綿建材の例

## ○ 内装等内側に石綿建材が隠れ、一区画のみ石綿建材が使用され見落とししやすい例について

- ・ 内装仕上げ材（天井ボード、グラスウールやセメント板等）の下に石綿含有吹付け材が存在する例（過去の囲い込み工事等による）
- ・ 石綿含有吹付け材の上からロックウール（石綿含有無し）が吹き付けられる
- ・ 耐火建築物、鉄骨梁への耐火被覆吹付けロックウール施工時に他部材へ吹きこぼれた例（または、これらを見落とし、天井上吹付けロックウール等の脱落・堆積物を見逃す例）
- ・ 鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹付け材が存在しその内装仕上げ材としてモルタル等が使われている例
- ・ 鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹付け材の周囲をブロック等で意匠的に使われている
- ・ 天井の一部に仕上げ材（意匠）として石綿含有吹付け材が使用されている例
- ・ 煙突内部が綿状ではなく、成形板の形状の断熱材を見間違える例
- ・ 外装（外壁や柱）ボードや金属パネルの内側に耐火被覆板が使用された例
- ・ 鋼板仕上げ材の裏打ちとして石綿含有ロックウール等が吹き付けられた例

# 解体・改修工事の石綿対策

今後約10年で解体のピーク

アスベストを使用した  
建物のこれから

## 解体等工事件数

○ 国土交通省の推計によれば、吹付けアスベスト等※<sup>1</sup>を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物※<sup>2</sup>の解体工事件数は、今後増加し2028年頃にピークを迎えるとされている。



※<sup>1</sup> 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

※<sup>2</sup> 昭和31年から平成18年までに施工された民間建築物(戸建て住宅や木造の建築物を除く。)

(出典:社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(第5回)資料より一部改変)

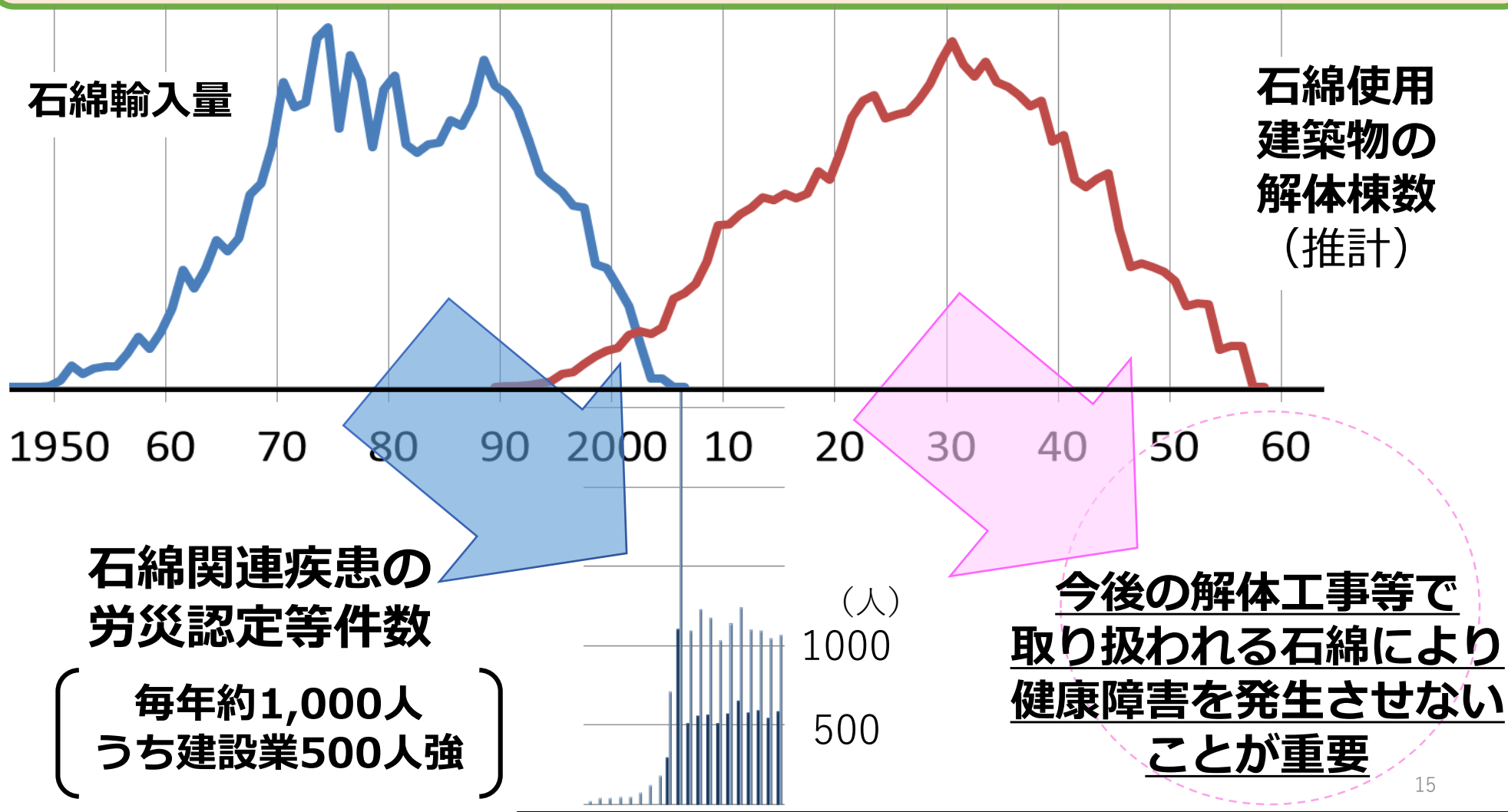
○ また、平成27年度における事前調査の対象となる解体・改造・補修工事件数は、年間約73万～188万件と推定される。

(ただし、国土交通省の建築物リフォーム・リニューアル調査報告によれば、平成28年度の住宅の増築・一部改築・改装・改修工事の受注件数は約290万件とされていることから、当該推定数を大きく上回る可能性もある。)

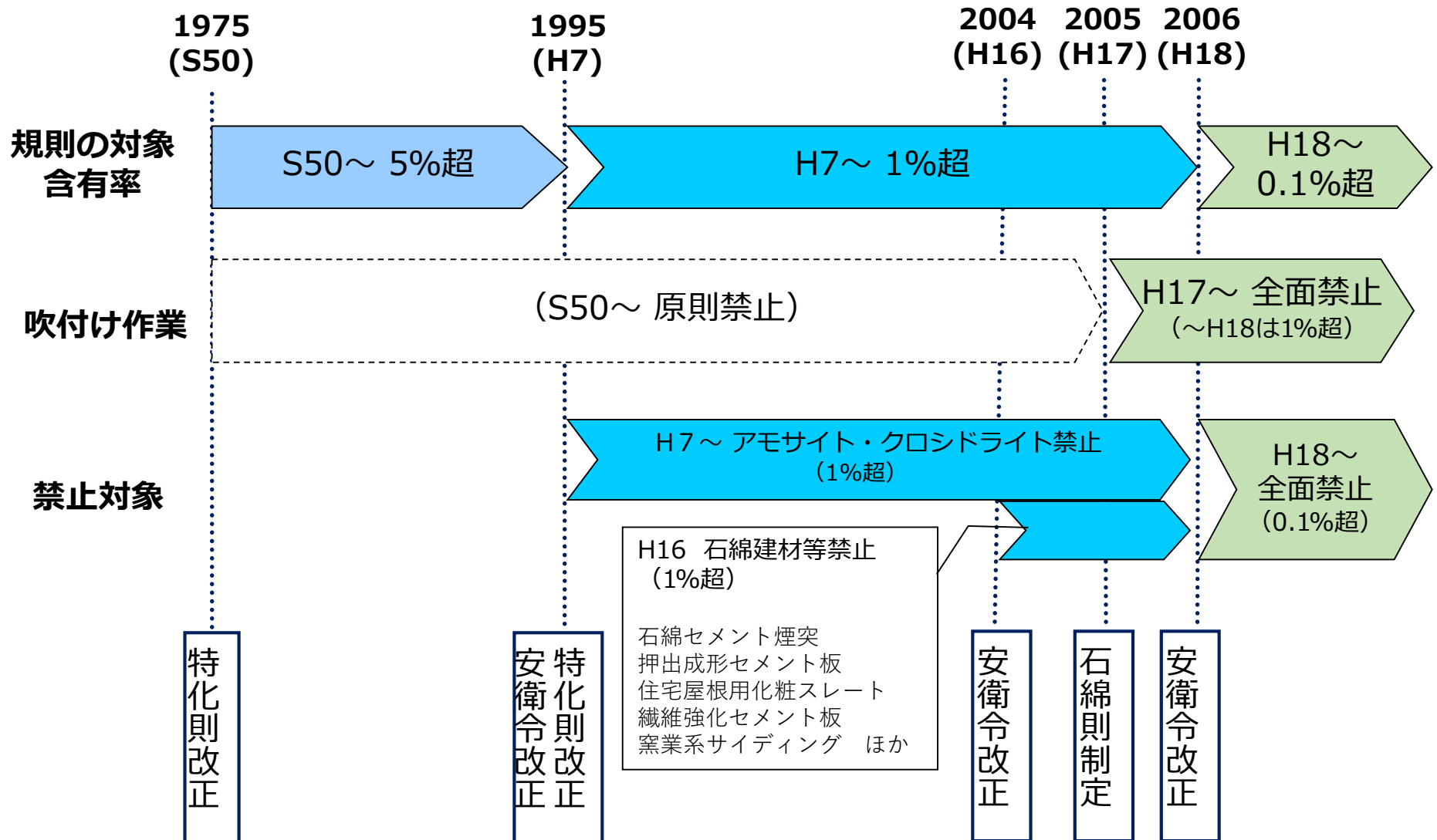
- ・ 平成25年の大防法の改正により、石綿飛散防止の強化がなされたが、事前調査での石綿含有建材の見落としやレベル3建材の湿潤化不足などによる石綿飛散事例が把握されるなどなお課題がある。

## ○ 現状と課題について

- ・過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- ・石綿使用建築物の解体棟数はピークに向けてさらに増加
- ・今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止の徹底が必要



# 労働安全衛生法令における石綿規制の推移



# 石綿を含有する可能性のある建材

## 【石綿（アスベスト）含有建材データベース】

### 建材の関連資料一覧

吹付け石綿

湿式石綿含有吹付け材

石綿含有スレートボード（フレキシブル板、平板、軟質板、軟質フレキシブル板、その他）

石綿含有押出成形セメント板

石綿含有ロックウール吸音天井板

石綿含有パーライト板

石綿含有壁紙

石綿含有ビニル床シート

石綿含有住宅屋根用化粧スレート

石綿含有窯業系サイディング

石綿含有スレート波板（大波、小波、その他）

石綿セメント円筒

石綿含有吹付けロックウール

石綿含有けい酸カルシウム第2種

石綿含有スラグせっこう板

石綿含有パルプセメント板

石綿含有けい酸カルシウム板第1種

石綿含有せっこうボード

石綿含有その他パネル・ボード

石綿含有ビニル床タイル

石綿含有ソフト巾木

石綿含有ルーフィング

石綿含有建材複合金属系サイディング

石綿セメント管

石綿発泡体

※データベースに登録されている以外の石綿含有建材の情報、原材料に石綿（アスベスト）を必要としない建材の情報についても掲載



# 【目で見る石綿建材】

## 建材一覧表

No.	建材の種類
<b>吹付け材</b>	
1	吹付け石綿
2	石綿含有吹付けロックウール
3	湿式石綿含有吹付け材
4	石綿含有吹付けバーミキュライト
5	石綿含有吹付けパーライト
<b>保温材・耐火被覆材・断熱材</b>	
7	石綿含有けいそう土保温材
8	石綿含有けい酸カルシウム保温材
9	石綿含有バーミキュライト保温材
10	石綿含有パーライト保温材
11	石綿保温材
12	石綿含有けい酸カルシウム板第2種
13	屋根用折板石綿断熱材
14	煙突用石綿断熱材
<b>その他のアスベスト含有建材（成形板等）</b>	
15～ 19	石綿含有スレートボード（フレキシブル板、平板、軟質板、軟質フレキシブル板、その他）
20	石綿含有スラグせっこう板

21	石綿含有パルプセメント板
22	石綿含有けい酸カルシウム板第1種
23	石綿含有ロックウール吸音天井板
24	石綿含有せっこうボード
25	石綿含有パーライト板
26	石綿含有その他パネル・ボード
27	石綿含有壁紙
28	石綿含有ビニル床タイル
29	石綿含有ビニル床シート
30	石綿含有ソフト巾木
31	石綿含有窯業系サイディング
32	石綿含有建材複合金属系サイディング
33	石綿含有押出成形セメント板
34,35, 36	石綿含有スレート波板（大波、小波、その他）
37	石綿含有住宅屋根用化粧スレート
38	石綿含有ルーフィング
39	石綿含有セメント円筒
40	石綿セメント管
41	石綿発泡体

# 本日の説明事項

## 1 石綿について

## 2 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点と石綿障害予防規則の改正内容について

## 3 石綿事前調査結果報告システム基本操作方法について

## 改正前

## 改正後 ※下線部分が改正内容

### レベル1 石綿含有吹付け材



計画届  
※ 十四日前

事前調査  
作業計画  
掲示

負圧隔離  
集じん・排気装置の初回時点検

### レベル1 石綿含有吹付け材

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事<sup>※1</sup>が対象）

計画届（レベル2も計画届）  
※ 十四日前

事前調査  
※調査方法を明確化  
資格者による調査  
調査結果の3年保存、現場への備え付け

負圧隔離  
集じん・排気装置の初回時、変更時点検  
作業開始前、中断時の負圧点検  
隔離解除前の取り残し確認  
等

### レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材



作業届  
※ 工事開始前

湿潤な状態にする  
マスク等着用  
作業主任者の選任

作業開始前の負圧点検等

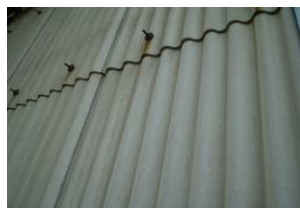
### レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

作業計画  
作業状況等の写真等による記録・3年保存  
掲示  
湿潤な状態にする

マスク等着用  
作業主任者の選任  
作業者に対する特別教育  
健康診断

**隔離**  
※**負圧は不要**

### レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材



作業者に対する特別教育  
健康診断

### けい酸カルシウム板1種<sup>※2</sup>（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）

### レベル3 スレート、Pタイル等、その他石綿含有建材

※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事  
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い



# 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

\* 下線部が改正事項

石綿飛散の危険性

高

低

レベル1 建材

レベル2 建材

けい酸ガラス繊維板第1種(破碎時)  
仕上塗材(電動工具での除去時)

レベル3 建材



計画届の提出\*14日前まで  
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象)

## ■ 事前調査の実施

\* 調査方法を明確化 \* 資格者による調査  
調査結果の3年保存、現場への備え付け

## ■ 作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

## ■ 掲示

- 作業時に建材を湿潤な状態にする
- マスク等の使用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育の実施
- 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、  
負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・  
変更時の点検
- 作業前・作業中断時の  
負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

## [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、  
マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

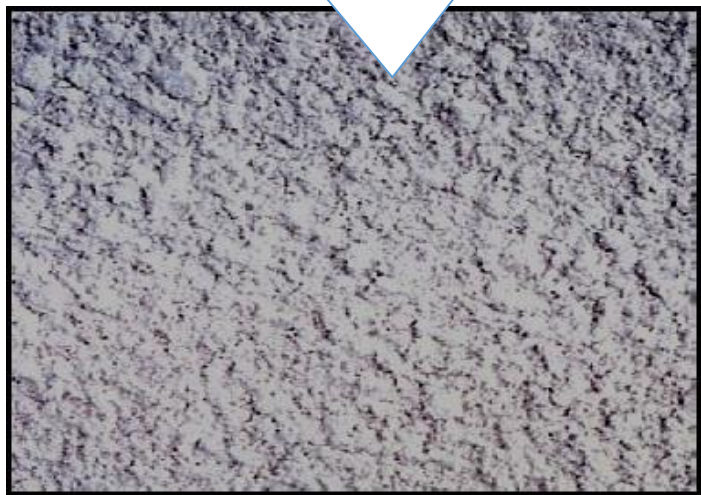
# 建築用仕上塗材とは

**施工部位・用途** 建築物の内外装仕上

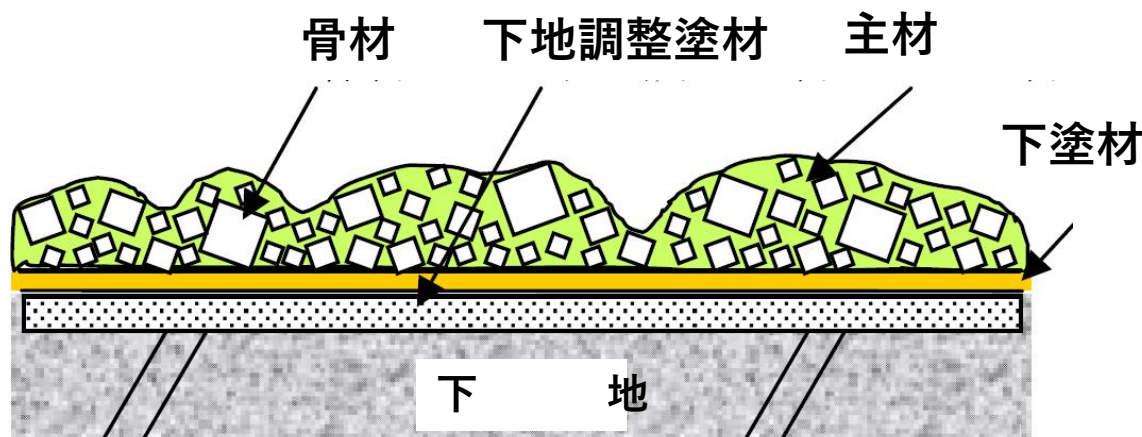
**施工方法** 吹付け、こて塗り、ローラー塗りなど

**石綿** 主材や下地調整塗材に少量添加のものあり

立体的な造形性を持つ模様仕上げる



【圧付け仕上げ塗材（上塗り材なし）：吹放し模様の例】



写真・図の出典：「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」、国立研究開発法人建築研究所、日本建築仕上材工業会、平成28年4月28日

# 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点

## 特別教育と作業主任者

### <特別教育>

石綿が使用されている建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修の作業者は、石綿の有害性や保護具の使用方法等についての特別教育を受けていなくてはなりません。

※ 特別教育の科目

- ① 石綿の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用方法
- ⑤ その他、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項



### <作業主任者>

石綿が使用されている建築物等の解体・改修の作業においては、石綿作業主任者の選任が必要です。作業者は、石綿により汚染され、または石綿を吸入しないように、石綿作業主任者の指示に従って作業します。

## 作業計画

石綿が使用されている建築物等の解体・改修工事を行うときは、石綿による健康障害を防止するため、事業者はあらかじめ作業計画を定め、その計画により解体・改修の作業を行う必要があります。

作業計画には、次の事項が示されていますので、作業者が作業を行うときは、その内容を確認し、理解した上で作業を行います。




- ① 解体または改修の作業の方法および順序
- ② 石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法
- ③ 解体または改修の作業を行う作業員への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法



# 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点

## 呼吸用保護具、作業衣または保護衣の着用

- ・ 石綿の切断や破碎等の作業に従事するときは、呼吸用保護具を使用します。特に吹付石綿等の除去作業に従事するときは、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用します。
- ・ また、作業衣または保護衣もあわせて使用します。粉じんの付着しにくいものとし、通勤着とは必ず区別します。
- ・ 呼吸用保護具の面体と顔面との密着の状態が悪いと、石綿を吸入してしまうおそれがあります。呼吸用保護具を装着したら、必ずシールチェックを行い、面体と顔面の気密性を確認します。

作 業	石綿の切断等の作業		成形板の除去等作業を行う作業場で、石綿の除去等以外の作業
作業場	隔離空間内部	隔離空間外部	
呼吸用保護具	<p>電動ファン付き呼吸用保護具 またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク</p> 	<p>取替式防じんマスク (RS3またはRL3)</p>  <p>切断等を伴わない 囲い込み、成形板の除去の作業の場合 取替式防じんマスク (RS2またはRL2) も可</p>	<p>取替式防じんマスクまたは使い捨て防じんマスク</p> 
保護衣または作業衣	フード付き保護衣	保護衣または作業衣	

# 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点

## 「湿潤化、手ばらし」の原則

石綿含有建材の除去作業を行うときは、できるな限り切断や破砕をせず、原則として手ばらしで、原形のまま除去してください。それができない場合は十分に湿潤化し、高性能真空掃除機で集じんしながら作業してください。

重機を用いて建築物等を分別せず解体することは、建設リサイクル法において禁止されています。建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上やむを得ない場合を除いて手作業によらなければなりません。



湿潤化



手ばらし作業

# 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点

## 飲食、喫煙の禁止

- ・ 石綿を取り扱う作業場では喫煙し、または飲食することは禁止です。



## 使用した器具等の付着物の除去(石綿粉じんの作業場外への持ち出し禁止)

- ・ 作業に使用した器具、工具、足場等(支保工等の仮設機材や高所作業車等の建設機械等も含まれます)については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- ・ 付着した物を除去する方法は、真空掃除機で取り除く、湿った雑巾で拭き取る、石綿の付着した部材を交換する等、汚染の程度に応じて適切な方法を用います。
- ・ フィルター等の付着した物の除去が難しい物は容器等に梱包した上で、廃棄物として適切に処分します。



写真1

## ●石綿健康診断(石綿障害予防規則)

- ・ 石綿等の取扱いに常時従事する作業の方方は、雇い入れ時又は当該業務への配置換えの際及びその後、6月以内ごとに1回、定期的に、医師による石綿健康診断を受ける必要があります。
- ・ 一次健診の検査項目は、①業務歴の調査、②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査、③胸部エックス線撮影による検査等です。
- ・ 健康診断実施後は、石綿健康診断結果報告書(様式第3号)を用いて監督署への報告もお願いします。





# 石綿障害予防規則等の主な改正内容について

## 1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の**新設**
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の**新設**（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

## 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の**新設**（隔離（負圧は不要）の義務化）

## 5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

## 6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

## 7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

# 1 解体・改修工事開始前の調査

## 事前調査の方法の明確化

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならないこととする。
  - ※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。
  - ※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。
- 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。基本は現地調査。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶(船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号))	有害物質一覧表を確認 (国土交通省が交付)
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキングが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキングの設置日を設計図書等で確認

## 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用することとする。



# 事前調査の方法(石綿の有無の判断方法)

## ① **着工時期**による判断

石綿の製造・使用の禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物については、原則石綿なしと判断できます。

## ② **石綿含有建材データベース**による判断

国土交通省及び経済産業省が公表しているデータベースは、建材メーカーや加工メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類・含有率等の情報を検索できます。ただし、このデータベースには、すべての石綿含有建材が掲載されているものではないことから、データベースに存在しないことを以て、石綿含有なしの証明にすることはできません。

## ③ **メーカー作成資料**による判定

建材の石綿含有の有無に関するメーカー情報等として、建材メーカーが自社のウェブサイトにおいて情報を公開していたり、個別の問い合わせに回答していたりすることがあります。

## ④ **過去に実施された調査結果**による判定

過去に行われた石綿含有建材の調査結果を使用して判定することができます。ただし、過去に調査された後に、改造、補修された箇所がある場合は、その記録についても確認し、調査対象の建材を確認する必要があります。

※原則は設計図書等の文書の確認及び目視による確認が必要。ただし、上記①、④の場合、目視による確認は不要となる。

## 事前調査を行う者の要件の新設

- **建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない**こととする。

＜参考（告示事項）＞ 告示日 令和2年7月27日、施行期日 令和5年10月1日

**厚生労働大臣が定める者は以下**のとおりとする。

- (1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程登録規程※に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

[一般建築物石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

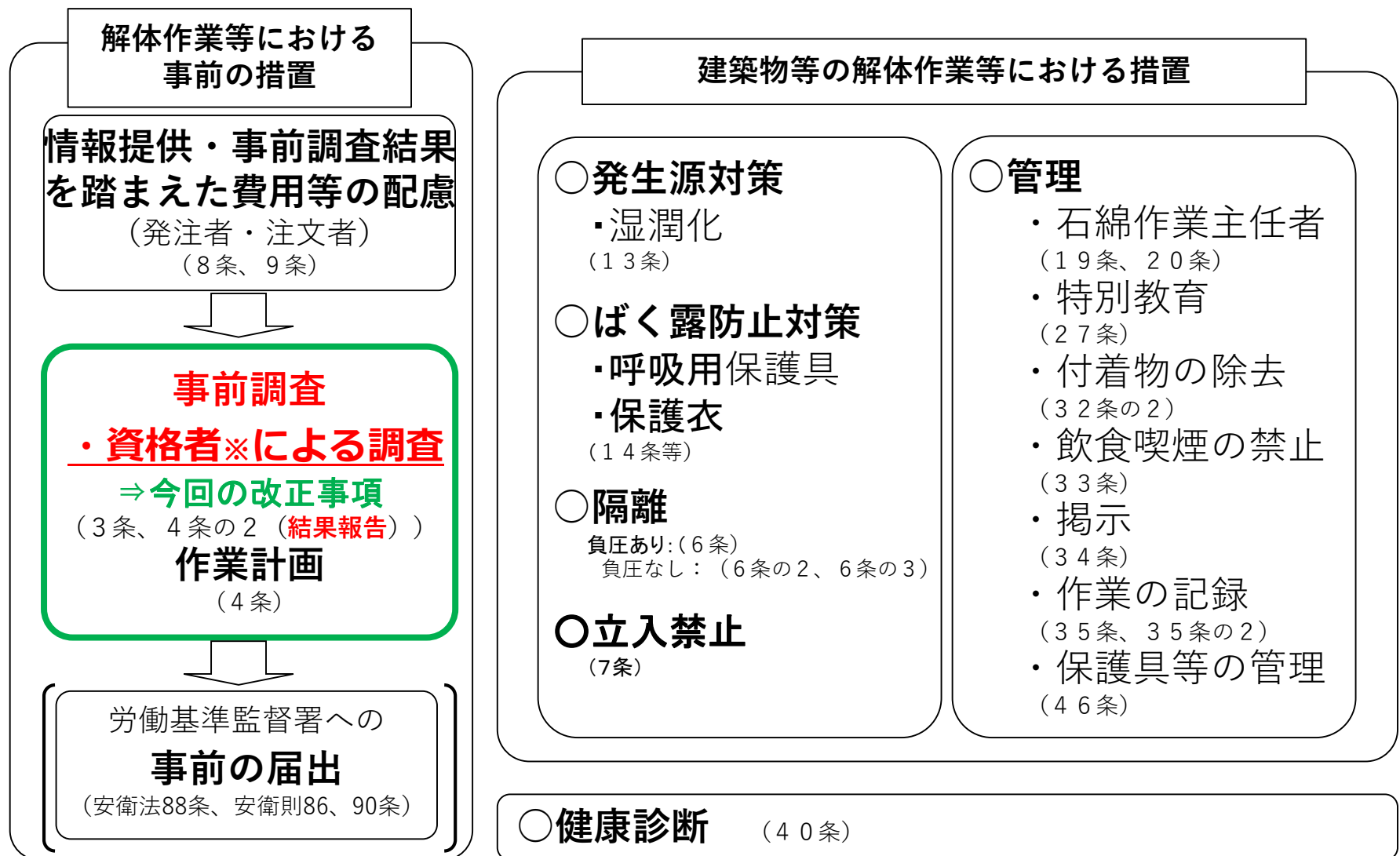
- ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）※労働安全衛生法その他関係法令、石綿関連疾患等
- ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）※大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスクコミュニケーション等
- ③石綿含有建材の建築図面調査（4時間）
- ④現地調査の実際と留意点（4時間）
- ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

- (2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部  
上記(1)の者及び登録規程※に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

[一戸建て等石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

- ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識① - 安衛法、石綿疾患・健康リスク知識等（1時間）
- ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識② - 大防法、建築基準法、リスク等（1時間）
- ③戸建て住宅及び共同住宅の専有部分における石綿含有建材の調査 - 電気・空調設備と防災（1時間）
- ④現地調査の実際と留意点 - 調査計画、事前準備、事前準備、所有者等の報告（3時間）
- ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

# 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設



※現時点では、建築物及び船舶に係る事前調査のみに、資格者による調査の実施が義務付けられている (R5年10月施行)

## 分析調査を行う者の要件の新設

- 分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

<参考（告示事項）> 告示日 令和2年7月、施行期日 令和5年10月1日施行

厚生労働大臣が定める者は、以下の①から③までにに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講、修了審査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

- ①分析の意義及び関係法令－心構え、石綿の有害性等（0.75時間）
- ②鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識－石綿含有物の種類組成、使用状況、分析対象（3時間）
- ③分析方法の原理と分析機器の取扱方法－光学顕微鏡、エックス線回析装置の基本知識（3時間）  
分析の実習もありますが時間指定なし

## 分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格者 上記①から③
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

## 事前調査を行う者の要件の新設

### (省令改正事項)

- 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査（以下「事前調査」）を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者<sup>※1</sup>でなければならないこととする。

※1 厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める予定

- 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、

① **特定工作物<sup>※2</sup>の解体等の作業**

- ② 特定工作物**以外**の工作物の解体等の作業のうち、石綿にばく露するおそれが比較的高い作業（塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料<sup>※3</sup>の除去等の作業）とする。

※2 令和2年厚生労働省告示第278号に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）

※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）

- 資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成育成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後少なくとも2年から2年半程度の準備期間を確保する。

区分	対象工作物	事前調査の資格
<p><b>特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物</b></p> <p>（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）</p>	<p><b>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）</li> <li>○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）</li> <li>○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</li> </ul> <p><b>【注】</b> 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p><b>【建築物一体設備等】</b></p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、<b>観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</b>※1</p> <p><b>【注】</b> 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p><b>※1 新たに特定工作物として指定予定</b></p>	<p>新設する<b>工作物石綿事前調査者</b>（仮称）</p> <p>新設する<b>工作物石綿事前調査者</b>（仮称）、<b>一般建築物石綿含有建材調査者</b>又は<b>特定建築物石綿含有建材調査者</b></p>
<p><b>その他の工作物</b></p>	<p><b>【上記以外の工作物】</b></p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p><b>【注】</b> 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p><b>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業</b>※2に係る事前調査については、新設する<b>工作物石綿事前調査者</b>（仮称）、<b>一般建築物石綿含有建材調査者</b>又は<b>特定建築物石綿含有建材調査者</b></p>

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合



## 特定工作物の見直し（告示改正事項）

- 事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）」を追加する。

（現行の特定工作物告示に掲げる工作物）①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

## 講習内容等及び実施体制（告示改正事項）

- 工作物石綿事前調査者（仮称）講習について、その講習内容、受講資格、講師要件等を定める。
- 講習の品質管理のため、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、登録講習機関による講習とするため、登録要件等を定める。

## その他

- 資格者による事前調査が義務付けられる日を待たず、養成された資格者による事前調査が適切に実施されるよう、関係団体に働きかける。
- 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。
- 講習修了者の能力向上等が課題となることから、登録講習機関による協議会等を設置し、講習修了者への支援等の在り方について検討する。



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

## 講習会情報

### 石綿作業主任者技能講習

登録講習機関一覧(都道府県別)

### 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関数 : 125 機関 ※令和5年10月2日時点

建築物石綿含有建材調査者講習修了者数 : 138,778 人 ※令和5年7月末時点

建材調査者等の講習の登録講習機関、講習会情報は、「石綿総合情報ポータルサイト」上で確認できます。

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

北海道・東北エリア

関東・甲信越エリア

北陸・東海エリア

近畿エリア

中国・四国エリア

九州エリア

複数県エリア

【登録講習機関一覧】

北海道・東北エリア

北海道: 一般社団法人 日本石綿講習センター  
公益社団法人 北海道労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会 北海道支部  
一般社団法人 環境総合研究所

近畿エリア

滋賀: 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部  
公益社団法人 滋賀労働基準協会  
京都: 建設業労働災害防止協会 京都府支部  
公益社団法人 京都労働基準協会



## 事前調査及び分析調査の結果の記録等

- 事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければならないこととする。
- ・ 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・ 調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・ 事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

### 解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所  
氏名（法人にあつては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所  
氏名  
（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）  
電話番号

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所		(解体等工事の名称)	
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m <sup>2</sup>
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成	年	
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 ( <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ( <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 其他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名		
	講習実施機関の名称 ( <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭調査の場所	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	

備考 1 特定建築材料があり、特定粉じん抽出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。

2 作業中に特定建築材料が目に見える場合、再度説明すること。

解体等工事に係る事前調査記録（記載例）

解体等工事の発注者	住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号 XXX-XXX-XXXX	
解体等工事の名称及び概要	〇〇株式会社社屋解体工事	
解体等工事の場所	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇	
事前調査を終了した年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
事前調査の方法	■書面 ■目視 ■分析 □その他 ( ) 備考 ( )	
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	昭和〇年〇〇月〇〇日	
建築材料を設置した年月日	年 月 日 (設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト含有と判明したガスケット又はグランドパッキンがある場合に、その建築材料について記録する)	
解体等工事に係る建築物等の概要	■建築物 ( ■耐火 □準耐火 □その他 ( ) ) ( □木造 □RC造 ■S造 □その他 ( ) ) □その他工作物	
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業対象の建築物等の部分（事前調査を行った部分）	■解体工事 作業対象は建築物等の全て □改造・補修工事 作業対象は別紙のとおり	
事前調査の方法	■書面調査 ■現地調査 ■分析調査	
事前調査者 (令和5年10月以降に適用)	氏名 〇〇 〇〇 調査者の資格を有する登録証等の写し；別紙のとおり	
分析調査をした場合	分析調査箇所	別紙 のとおり
	分析者	氏名 〇〇 〇〇 所属機関又は法人の名称 〇〇分析株式会社
必要な知識及び技能を有する分析者であることを証明する書類の写し (令和5年10月以降に適用)	別紙 のとおり	
調査結果・概況	別紙 のとおり	
建築物等の構造上、確認が困難な材料及び場所	別紙 のとおり	

備考 1 建築物等の改造・補修対象箇所を示した図面、石綿含有建材の使用箇所と種類を示した図面、分析調査箇所を示した図面、調査結果の概況資料（建材メーカーのアスベスト含有情報、分析結果の報告書、改造・補修記録、現地写真等）を添付すること。調査者の資格を有する登録証等の写し。必要な知識及び技能を有する分析者であることを証明する書類の写しについては、令和5年10月以降は添付すること。  
2 事前調査に関する記録は、解体工事等が終了した日から3年間保存すること。

令和〇年〇〇月〇〇日

作成者 〇〇株式会社 営業部 〇〇 〇〇

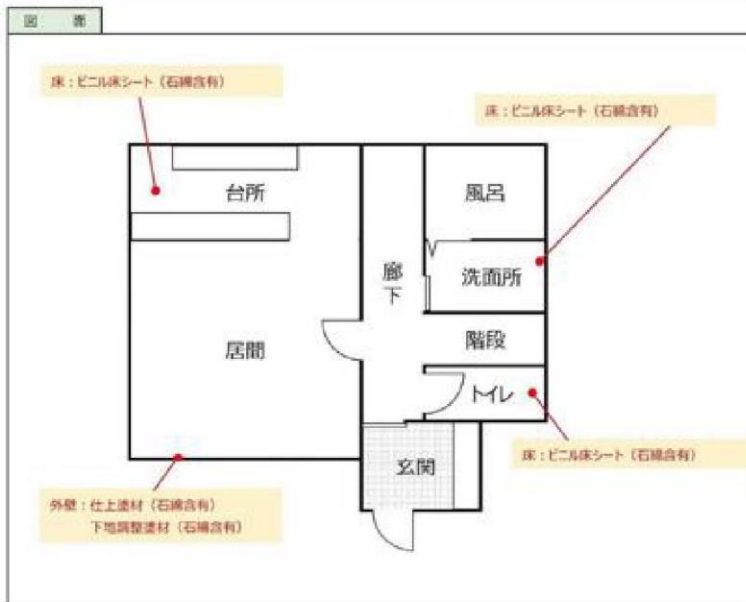
事前調査結果票 別紙 詳細図

作成例

資料番号 2

建築物名称	〇〇種部住宅
間 数	1
部 屋 名	玄関、廊下、居間、台所、トイレ

石綿含有建築材料	□レベル1建材	劣化度
	□レベル2建材	
	■レベル3建材	仕上塗材、下地調整塗材、ビニル床シート
備 考		



## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

### 計画届の対象拡大

### (労働安全衛生規則の改正)

■ **以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。**

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

### <改正前>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



### <改正後>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

## 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設

- 以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届（スマホも可）により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならないこととする。 ※紙での届出も可

**<届出が必要な工事> 石綿含有の有無に関わりなく以下の工事届出が必要。**

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ③ 請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事
- ④ 総トン数20トン以上の船舶(鋼製のもの)の解体・改修工事

- ・ **「建築物又は工作物」とは、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたもの。「建築物」には、建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備が含まれるものであることとしていたが、「建築物」と「工作物」の概念をより明確化するため、次のとおりとした。①「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むもの。**

**「工作物」とは①「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置された、ボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。**

**なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であることに留意すること。請負金額は、材料費も含めた工事全体の金額である。**



## ＜届出事項＞

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日、着工日等
- ・工事の実施期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類概要（建築物の場合に限る）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）
- ・作業の種類、切断等の作業の有無、作業時の措置

## <留意事項>

- ・ **解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用**することとする。
- ・ **同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならぬ**こととする。
- ・ **工事着工後に新たに調査が必要な材料が見つかった場合**、当該材料について再度調査を行った上で追加で**再度調査を行った材料の届出を提出**させる。
- ・ **平成18年9月1日以降に着工した建築物又は工作物**は、事業者及び工事に関する基本情報とともに当該建築物又は工作物の着工年月日のみ届出ることとする。
- ・ **平成18年9月1日以降に着工した工作物**に関して石綿が使用されていないことが明らかである一方で数年に一度の定期修理等の度に着工年月日の届出を繰り返し求めるのは合理的でないため、定期修理等は制度改正後の初回の定期修理の際に届出を求め、その後の定期修理等については届出不要とする。

<参考（告示事項）> 届出が必要な**特定の工作物**（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの）は以下のもの。告示令和2年7/1。施行4年4/1

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・ トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・ 軽量盛土保護パネル

# 石綿事前調査結果報告は紙媒体の様式による報告も可能です

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

## 事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項															
元方事業者の情報															
事業者の名称						事業者の代表者氏名									
担当者のメールアドレス						事業者の電話番号									
事業者の住所		郵便番号													
		都道府県・市区町村名等													
		住所（続き）													
工事現場の情報															
労働保険番号		都道府県 - 所掌 - 管轄 - 基幹番号 - 枝番号													
作業場所の住所		郵便番号													
		都道府県・市区町村名等													
		住所（続き）													
工事の名称															
工事の概要															
建築物等の概要															
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日		西暦 年 月 日				構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他				耐火		<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	
延べ床面積		m <sup>2</sup>		階数（地上階）		階建		階数（地下階）		階建					
その他工作物・船舶 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び压力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備													
		<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 船舶													
解体工事を行う床面積の合計		m <sup>2</sup>		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日									
解体工事又は改修工事の請負金額		億		万円		石綿に関する作業の開始時期		西暦 年 月 頃							
事前調査の終了年月日		西暦 年 月 日													
事前調査を実施した者															
氏名						講習実施機関の名称									
分析調査を実施した者															
氏名						講習実施機関の名称									
作業に係る石綿作業主任者															
氏名															

※様式は3枚1組 1枚目＝元方（元請）事業者に関する事項を記入

# 石綿事前調査結果報告は紙媒体の様式による報告も可能です

様式第1号（第4条の2関係）（表面続き）

## 事前調査結果等報告

請負事業者の情報												
事業者の名称				事業者の電話番号				-				
労働保険番号				都道府県	-	所轄	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
□なし(又は不明) □元方(元請)事業と同じ					-		-		-		-	
事業者の住所		郵便番号		-								
		都道府県・市区町村名等										
		住所(続き)										
事前調査を実施した者の氏名				事前調査を実施した者の講習実施機関の名称								
分析調査を実施した者の氏名				分析調査を実施した者の講習実施機関の名称								
作業に係る石綿作業主任者の氏名												
請負事業者の情報												
事業者の名称				事業者の電話番号				-				
労働保険番号				都道府県	-	所轄	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
□なし(又は不明) □元方(元請)事業と同じ					-		-		-		-	
事業者の住所		郵便番号		-								
		都道府県・市区町村名等										
		住所(続き)										
事前調査を実施した者の氏名				事前調査を実施した者の講習実施機関の名称								
分析調査を実施した者の氏名				分析調査を実施した者の講習実施機関の名称								
作業に係る石綿作業主任者の氏名												
請負事業者の情報												
事業者の名称				事業者の電話番号				-				
労働保険番号				都道府県	-	所轄	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
□なし(又は不明) □元方(元請)事業と同じ					-		-		-		-	
事業者の住所		郵便番号		-								
		都道府県・市区町村名等										
		住所(続き)										
事前調査を実施した者の氏名				事前調査を実施した者の講習実施機関の名称								
分析調査を実施した者の氏名				分析調査を実施した者の講習実施機関の名称								
作業に係る石綿作業主任者の氏名												

※様式は3枚1組 2枚目＝請負（下請）事業者に関する事項を記入

# 石綿事前調査結果報告は紙媒体の様式による報告も可能です

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

## 事前調査結果等報告

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③塵捕集 ④呼吸器保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
保復材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用折断断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

年 月 日  
労働基準監督署長 殿

備考

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業でない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同欄に記載すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「調査実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未兼任の場合は、委任予定者を記入すること。
- 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、研磨、穿孔（せん）孔、研削等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

事業者職氏名

※事業者職氏名の記載を忘れずに！

※様式は3枚1組 3枚目＝事前調査結果に関する事項を記入



### 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

#### 隔離・漏洩防止措置の強化

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

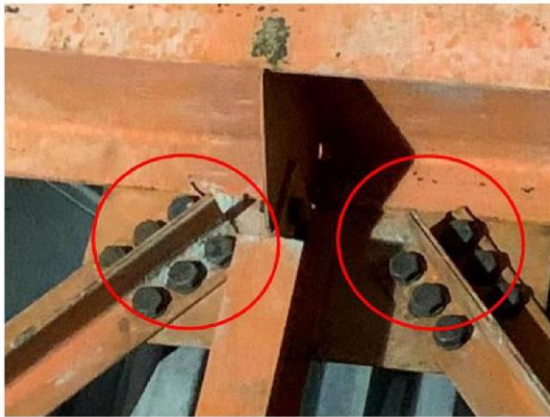
##### <集じん・排気装置の点検>

- ・ 集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならない。

##### <負圧の点検>

- ・ 作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならない。

- 石綿等に関する知識を有する者(石綿作業主任者又は事前調査者)が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならない。



## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

### けい酸カルシウム板 1 種を切断等する場合の措置の新設

- 石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板 1 種※を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

レベル3の除去作業に伴う堆積粉じんの再飛散防止のためHEPAフィルタ付真空掃除機等の清掃作業、除去確認。石綿除去以外の作業、解体作業においても呼吸用保護具(取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク)着用の徹底。

※ 石綿障害予防規則においては特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めることとし、具体的には告示でけい酸カルシウム板 1 種を規定する。告示日 令和2年7月、施行期日 令和2年10月1日

### 仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設

- 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保ちながら作業。作業場所の隔離は負圧に保つ必要なし。高圧水洗工法、超音波ケレン法等は隔離不要。



集塵式ディスクグラインダー

## 5 その他の作業に係る措置の強化

### 石綿含有成形品に対する措置の強化

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なとき(材料が下地材等と接着材で固定され切断等を行わずに除去すること、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難)を除き、**切断等以外の方法(ボルトや釘等を撤去し手作業で取り外す)により作業を実施しなければならない**こととする。

### 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

- **石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じなければならない**こと。(湿潤状態は散水、固化剤を吹き付け、剥離剤を使用)

## 6 作業の記録

### 労働者ごとの作業の記録項目の追加

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から**40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える**。(文書等の簡潔な記録)

### 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

- 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならない**こととする。**現場ごとに下記事項について日時・撮影場所・各措置の内容が分かる写真等により記録する**。
  - ① 事前調査結果の概要の掲示、立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿作業場である旨等の掲示状況。
  - ② 隔離措置として、セキューリティーゾーンや集じん・排気装置の写真、漏洩点検・結果、石綿取り残し有無写真。
  - ③ 作業状況、湿潤化の状況、マスク等の使用状況を含む。
  - ④ 石綿含有材料の運搬・貯蔵の確実な包装。
  - ⑤ 作業場外に持ち出す際の器具・保護具等の付着物の除去又は梱包
  - ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間。**動画による記録も可能**

## 7 発注者による配慮

- **建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならないこととする。**

### 解体・改修工事に係る管理体制について 検討会報告書

#### (1) 工事計画作成者及び工事現場の管理者に対する教育

##### ① 石綿に関する工事計画を作成する者は、以下の知識を有する者

- ・労働衛生に関する知識
- ・石綿の有害性及び石綿建材を除去する際の飛散性に関する知識
- ・石綿含有建材の除去方法や使用箇所に関する知識
- ・建築物(建築空間など)に関する知識
- ・隔離空間の設計、負圧の維持に関する知識
- ・集じん・排気装置に関する知識

##### ② 工事現場全体を施工管理者(主任技術者又は監理技術者)は以下の知識を有する受講

- ・石綿の有害性及び石綿建材を除去する際の飛散性に関する知識
- ・石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置に関する知識
- ・集じん・排気装置に関する知識

#### (2) 労働者及び一人親方に対する周知の強化

- ① 取り扱う石綿の種類や必要なばく露防止措置
- ② 一人親方に石綿の知識習得支援



## 建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
  - ・ 工事の費用（契約金額）
  - ・ 工期
  - ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること



# 1 3 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
7月	10月	4月		4月		4月	10月

改正石綿規則・安衛規則の公布

事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）	
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システム開発	令和4年4月施行
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和3年4月施行
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行

## ■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3

- ※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
- ※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
- ※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

# ■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類 吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破碎等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

# 本日の説明事項

- 1 石綿について
- 2 石綿を含む建築物の解体、改修を行うときの留意点と石綿障害予防規則の改正内容について
- 3 石綿事前調査結果報告システム基本操作方法について

# 石綿（アスベスト）の有無の「事前調査結果の報告」が義務化

全ての建築物、特定の工作物の一定規模以上の解体・改修工事は、2022年4月1日着工の工事から原則全数が報告対象となります。

## ☑ 事前調査結果の報告とは？

☞ 事前調査は、原則すべての工事が対象です。

以下に示す一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請け事業者）が労働基準監督署と自治体に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。

■ 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準  
(石綿がない場合も報告が必要です。)

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が <b>80m<sup>2</sup>以上</b>
	改修	請負金額が <b>税込100万円以上</b>
特定の工作物	解体・改修	請負金額が <b>税込100万円以上</b>
船舶(鋼製のもの)	解体・改修	総トン数が <b>20トン以上</b>

## ☑ 事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要です！

☞ 事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。施行は**令和5年10月1日**とされています。施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。



# 石綿事前調査結果の電子報告がはじまりました！

～ 石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果の報告をお願いします ～

Point

1

2022年春から  
制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point

2

報告はパソコン・  
スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



Point

3

事前の準備が  
必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

システムでできること

新規  
申請

電子申請を  
おこなう

パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。

下書き  
保存

テンプレート  
をつくる

申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。

一括  
申請

まとめて  
申請する

「プライムアカウント (GビズID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。

資料  
作成

申請情報の  
活用

システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

# 石綿事前調査結果報告システムには「GビズID」が必要です！

gBizID

ホーム マニュアル ヘルプ アカウント作成等 行政サービス一覧 ログイン

gBizID へようこそ。

GビズIDで、行政サービスへのログインをラクにする。  
GビズIDは、1つのID・パスワードで  
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

## GビズIDを取得する

アカウント作成 委任申請

**gBizIDプライム作成**

gBizIDプライムの登録をご希望の方は、上記のボタンから作成してください。

**gBizIDエントリー作成**

gBizIDエントリーを作成します。上記のボタンから作成して下さい。

(非対面での印鑑証明書・印鑑登録証明書の入手方法について)  
gBizIDプライムの発行申請の際に必要な、印鑑証明書・印鑑登録証明書を非対面にて入手する方法についてこちらでご案内します。

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。








GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできます。



GビズIDホームページ



GビズIDには「プライム」と「エントリー」の2種類がありますが、石綿事前調査結果報告システムは、どちらでも利用できます。

<b>gBizIDプライム</b>		会社代表者 または 個人事業主		書類審査 必要		多数あり 使用可能な 行政サービス
<b>gBizIDメンバー</b>		gBizIDプライム 取得組織の 従業員		書類審査 不要		制限あり 使用可能な 行政サービス
<b>gBizIDエントリー</b>		事業をしている 方なら だれでも可能		書類審査 不要		制限あり 使用可能な 行政サービス

# 1-1 ログイン

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

お知らせ一覧 ヘルプ

## ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

- 報告が必要となる工事
  - ・建築物の解体工事（80㎡以上）
  - ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
  - ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））

※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別してください。

●初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビズID）により事前にアカウントを作成する必要があります。  
（GビズIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

- ・GビズIDをお持ちでない方は「GビズIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。

**登録済みの方**

GビズIDでログイン

**初めての方はこちら**

GビズIDを作成

1

お知らせ [すべて見る](#)

2021/06/01	お知らせ「優先順位1」	<a href="#">テストリンクはこちら</a>
2021/06/01	お知らせ「優先順位2」	
2021/06/01	お知らせ「優先順位3」	
2021/06/01	お知らせ「優先順位4」	
2021/06/01	お知らせ「優先順位5」	

石綿事前調査結果報告システム 厚生労働省 環境省

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights Reserved.  
Copyright © Ministry of the Environment, Government of Japan, All rights reserved.

## ▶ログイン

### ■操作手順

①「GビズIDでログイン」ボタンをクリックし  
「1-2.GビズIDのログイン画面」へお進みください。

## 1-2 GBizIDのログイン画面

gBizID

ログイン

アカウントID  
(メールアドレス)

パスワード

① ログイン

● パスワードを忘れた方はこちら  
● アカウントを持っていない方はこちら

★ ページ先頭へ

© 2023 Digital Agency, Government of Japan

gBizID

ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。  
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。  
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID

ワンタイムパスワード

② OK

### ▶ GBizIDのログイン画面

石綿事前調査結果報告システムにログインします。

### ■ 操作手順

① GBizIDとパスワードの入力後、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

② プライムアカウントおよびメンバーアカウントでログインする場合は、GBizID申請時に登録したSMS受信用電話番号にワンタイムパスワードが届きます。届いたワンタイムパスワードを入力し「OK」ボタンをクリックして、[「2-1.トップページ」](#)へお進みください。



石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ 石綿入庫

FAQ アカウント情報

システムマニュアル グループ一覧

メンバー一覧 ログアウト

## トップ

新規申請 下書き一覧

一括申請 申請一覧

① 一括申請の様式(Excel)をダウンロードする

下書き保存件数  
1件

当月の申請件数  
17件

お知らせ [すべて見る](#)

2021/06/01

2021/06/01

2021/06/01

2021/06/01

2021/06/01

2021/06/01

石綿事前調査結果報告システム 岩手県労働安全衛生協会  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.  
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan, All rights reserved.

## ▶トップページ

石綿事前調査結果報告システムにログインするとトップページが表示されます。

### ■プルダウンメニューについて

「ヘルプ」クリックで表示される項目

- ・FAQ
- ・システムマニュアル

「アカウント名」クリックで表示される項目

- ・アカウント情報
- ・グループ一覧（\*）
- ・メンバー一覧（\*）
- ・ログアウト

\*：アカウント種別によって表示されない項目があります。詳しくは「利用者マニュアル\_詳細機能編」の「3. グループの管理」を参照してください。

### ■操作手順

①メニュー項目やボタンをクリックして、各種作業画面にお進みください。



## 3-2 新規申請画面への遷移

The image shows two screenshots of a web application. The top screenshot is the home page with a navigation menu. A red box highlights the '新規申請' (New Application) menu item, and a callout bubble points to it with the text 'どちらかをクリック' (Click either one). A red arrow points down to the second screenshot, which is the '新規申請' (New Application) page. This page features a progress bar with five steps: 1. 元方入力 (Originator Input), 2. 議費入力 (Meeting Fee Input), 3. 調査入力 (Investigation Input), 4. 申請(確認) (Application (Confirmation)), and 5. 申請(登録) (Application (Registration)). The first step is highlighted in blue. Below the progress bar is a section for '工事に関する基本情報' (Basic Information Regarding Work) with checkboxes for '労働安全衛生法(石綿関係予処置済)' and '大気汚染防止法'. At the bottom, there is a section for '元方(元請)事業者情報' (Originator (Main Contractor) Business Information).

### ▶ 新規申請画面への遷移

申請情報の入力画面へ移動します。

### ■ 操作手順

① トップページ画面のメニュー項目、又はボタンにありますが「新規申請」をクリックし、新規申請画面にお進みください。

## 3-3 元方(元請)事業者の入力

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 一部申請 下書き一覧 申請一覧

お断りページ ヘルプ お問い合わせ

### 新規申請

新規申請 > 元方(元請)入力

1 元方入力 2 請負事業者の入力 3 申請(確認) 4 申請(確認) 5 申請(確認)

1

2 請負事業者の入力

3 申請(確認) 確認の入力

4 申請(確認)

下書き保存

トップ画面に戻る

### 工事に関する基本情報

申請区分 **2020**

労働安全衛生法(石綿調査手続規則)

大気汚染防止法

### 元方(元請)事業者情報

事業者の名称 **2020** 株式会社

代表者氏名 **2020**

大気汚染防止法 **2020**

都道府県

申請先自治体

建設部

自由記述欄

入力後は「2 請負事業者の入力」ボタンをクリックし、請負事業者情報の入力画面へお進みください。

石綿事前調査結果報告システム 自治体のマイページ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All rights reserved.  
Copyright © Ministry of the Environment, Government of Japan. All rights reserved.

### ▶元方(元請)事業者の入力

工事に関する基本情報を入力してください。

#### ■ 操作手順

①必要事項を入力後、「②請負事業者の入力」ボタンをクリックし、「[3-4.請負事業者の入力](#)」へお進みください。

#### ■ 住所の入力

郵便番号を入力し「検索」ボタンをクリック(\*)すると住所が自動入力されます。

\* : 該当する住所が複数存在する場合は「住所選択」ダイアログが表示されますので、該当の住所を選択し「設定」ボタンをクリックしてください。

#### ■ 申請先の入力

“工事現場情報”の郵便番号を検索し住所を設定すると申請先が自動入力されます。自動入力された申請先を確認して申請先の変更が必要な場合は変更してください。

申請先の選択によっては「担当部署」下部に補足説明の表示されることがあります。必ず確認してください。

## 3-4 請負事業者の入力

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧

石綿らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

### 新規申請

新規申請 > 請負入力

1 元方 入力 2 請負 入力 3 請負 入力 4 申請 (確認) 5 申請 (確認)

#### 請負事業者に関する事項

1 + 請負事業者の追加

3 3. 事前調査結果の入力

2. 申請 (確認)

下書き保存

トップ画面に戻る

#### 工事を請け負っている事業者の一覧

#### 請負事業者情報

事業者の名称

元方（元請）事業と同じ

登録取締役

氏名

請負実施機関の名称

作業に係る石綿作業主任者の氏名

保存せずに一覧に戻る 一覧に保存する

2

石綿事前調査結果報告システム 環境省 プライバシーポリシー

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights Reserved.  
Copyright © Ministry of the Environment, Government of Japan. All rights reserved.

### ▶ 請負事業者の入力

請負(下請け)事業者がある場合は、該当の情報を入力してください。

### ■ 操作手順

① 「+ 請負事業者の追加」ボタンをクリックすると項目が表示されます。必要事項を入力してください。

② 「一覧に保存する」ボタンをクリックすると「工事を請け負っている事業者の一覧」に入力した請負事業者が追加されます。

③ 入力後は「③事前調査結果の入力」ボタンをクリックし、[「3-5.事前調査結果の入力」](#)へお進みください。



## 3-5 事前調査結果の入力

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 一部申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

### 新規申請

① 元方入力 ② 調査員入力 ③ 調査入力 ④ 申請(確認) ⑤ 申請(登録)

#### 事前調査の結果及び 予定する石綿の除去などに係る措置の内容

#### 材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

作業対象の材料種類 (名称)

①

②

④申請(確認)

①元方(元請)事業者の入力

②調査員事業者の入力

③申請(確認)

④下書き保存

⑤トップ画面に戻る

依頼材料

石綿含有の有無  有  みなし  無

含有無しと判断した根拠  1:目視  2:設計図書(4を除く。)  3:分析  4:建築材料等の製造者による証明  5:建築材料等の製造年月日

作業の種類  除去  封じ込め  覆い込み

切断等の有無  有  無

作業時の措置  負圧隔離  隔離(負圧なし)  湿潤化  呼吸用保護具の使用

ロックワール吸音天井板

その他の材料

入力後は「④申請(確認)」ボタンをクリックし、申請内容の確認画面へお進みください。

石綿事前調査結果報告システム 利用規約 プライバシーポリシー

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights Reserved.  
Copyright Ministry of the Environment, Government of Japan, All rights reserved.

### ▶ 事前調査結果の入力

工事対象となる全ての建材について、事前調査結果を入力してください。

工事対象ではない建材については入力不要です。

### ■ 操作手順

① 入力する建材の▲をクリックし入力欄を表示してください。

② 必要事項を入力後、「④申請(確認)」ボタンをクリックし、「[3-6.申請情報の確認](#)」へお進みください。

※「④申請(確認)」ボタンをクリックしたとき申請情報の入力内容によってはエラーメッセージが画面上部に表示されることがあります。詳しくは「[3-7.入力エラーについて](#)」を参照ください。

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 印刷申請 下書き一覧 申請一覧 印刷一覧 ヘルプ お問い合わせ

新規申請 > 申請 (確認)

**新規申請**

1 入力 2 入力 3 入力 4 (確認) 5 (確認)

**申請内容確認**

確認する場合は、①入力 (申請) 事業者の入力、②調査事業者の入力、③事前調査結果の入力をクリックして内容の確認を行ってください。

**工事に関する基本情報**

**申請情報**

申請区分 労働安全衛生法 (石綿障害予防規則) 、大気汚染防止法

労働安全衛生法 (石綿障害予防規則) 申請先

工事現場の管轄労働局 神奈川

工事現場の管轄労働基準監督署 川崎南

大気汚染防止法申請先

管轄府県 神奈川

申請先自治体 東京都(延べ面積2000㎡以上の建築物)

関係部署 東京都 多摩環境事務所 環境改善課 大気環境担当

**その他の材料**

石綿含有の有無

含有無しと判断した理由

切断等の有無

作業時の状況

自由記述欄

1 **申請を完了する**

石綿事前調査結果報告システム | 厚生労働省 環境省

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All rights reserved.  
Copyright © Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

## ▶ 申請情報の確認

申請内容確認画面で入力した内容を確認してください。

## ■ 操作手順

① 入力内容に誤りがなければ「申請を完了する」ボタンをクリックし、[「3-9.申請情報の登録完了」](#)へお進みください。



## 3-7 入力エラーについて

### ■ 入力エラーについて

必須項目に未入力などの不備がある場合はエラーメッセージが画面上部に表示されますので、メッセージに沿って修正してください。エラーメッセージは確認画面への遷移直前にチェックし（[「3-1.登録の流れ」](#)を参照）エラーを検出すると表示されます。

### 新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力

- 1 元方入力
- 2 請負入力
- 3 調査入力
- 4 申請（確認）
- 5 申請（登録）

申請区分は入力必須項目です。

### 工事に関する基本情報

申請区分 <b>必須</b>	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法

# 3-8 申請情報確認の注意喚起メッセージ

▶申請情報の入力内容によっては注意喚起メッセージが画面上部に表示されることがあります。そのまま申請を完了することもできますが、必要に応じて入力内容を修正してください。

## ■ 操作手順

・修正が必要な場合

①以下のボタンをクリックしそれぞれの申請情報入力へお進みください。

「①元方（元請）事業者の入力」ボタン  
→[「3-3.元方（元請）事業者の入力」](#)

「②請負事業者の入力」ボタン  
→[「3-4.請負事業者の入力」](#)

「③事前調査結果の入力」ボタン  
→[「3-5.事前調査結果の入力」](#)

・修正が不要な場合

②「申請を完了する」ボタンをクリックし[「3-9.申請情報の登録完了」](#)へお進みください。

## 3-9 申請情報の登録完了



### ▶ 申請情報の登録完了

登録が正常に完了しましたと表示され、以下のメールを着信しましたら、申請情報の新規登録作業は完了です。

### ■ メール情報

差出人「石綿事前調査結果報告システム<info@mail.ishiwata-houkou.mhlw.go.jp>」

件名「【石綿事前調査結果報告システム】新規申請受付完了通知メール（登録：9999999999）」

### ■ 操作手順

①「トップ画面に戻る」をクリックし、トップページにお進みください。または、メニューから目的の画面へお進みください。



# ※注意事項

## ■ 注意事項

【必須】マークは、いかなる工事でも入力が必要となる項目のみに付しています（空欄の場合は、原則として報告が受け付けられません）。

工事の内容に応じ、【必須】が付いていない項目であっても法令上入力が求められる箇所がありますので、入力にあたっては、必ず各項目における記入の説明や記入例をご確認いただきますようお願いいたします。

※操作方法、入力方法、その他システムに関するお問い合わせは、ヘルプデスクまでお問い合わせください。 お問い合わせ方法は[「4.お問い合わせについて」](#)を参照してください。

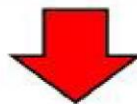
お名前 **必須**

ヘルプデスク TEL 050-2018-7042 受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝を除く）

※制度に関するお問い合わせについて

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）については[最寄りの労働基準監督署](#)  
大気汚染防止法については[大気汚染防止法に係る行政窓口](#)  
までお問い合わせください。

## 4 お問い合わせについて



▶ お問い合わせ画面への遷移  
お問い合わせの入力フォームへ移動します。

### ■ 操作手順

① トップページ画面のメニュー項目から「お問い合わせ」をクリックし、お問い合わせ画面にお進みください。

ヘルプデスクへのお問い合わせは、

「お問い合わせフォーム」を利用して、メールで行うこともできます！

※電話でのお問い合わせは、大変込み合いますので、メールのご利用が便利です





石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

## 石綿総合情報ポータルサイト



建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

## 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業従事者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索





石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

## 報告システム

### 石綿事前調査結果報告システムについて

このページでは、石綿事前調査結果の報告を行うためのシステム(石綿事前調査結果報告システム)に関する情報を掲載しています。

### 報告システムご利用の流れ

#### 1 G ビズ ID 取得

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、G ビズ ID が必要となります。  
石綿事前調査結果報告システムをご利用の前に ID を上記から取得してください。

#### 2 報告システムにログイン

石綿事前調査結果報告システムは上記からログインしてください。  
システムの操作方法や入力項目については、下記「利用マニュアル・基本操作編」や、「利用マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

### 報告システムの画面イメージ／操作マニュアル

システムの画面イメージ

利用者マニュアル・基本操作編

利用者マニュアル・詳細機能編

石綿事前調査結果報告システムFAQ集 (Excel ファイル)

各種様式のデータ

石綿事前調査結果等報告システムの一括申請様式 (Excel形式 / zip ファイル)

事前調査に関するQ&Aです。疑問点があれば、ここも確認してください。

ご清聴ありがとうございました。